

Ⅶ 保険年金課

1 国民年金係

<国民年金>

国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の全ての方が加入するもので、要件を満たせば、老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができます。

(1) 国民年金諸届受理事務

国民年金（第 1 号・任意）に加入する場合又は海外転居などで国民年金を脱退する場合等の届出窓口です。

(2) 国民年金保険料の免除事務

所得が少なく保険料を納付することが困難な場合は、保険料を免除する制度があります。また、学生のためには、学生納付特例制度があります。以上の申請の手続窓口となります。

(3) 国民年金受給の手続事務

次のような場合の窓口となります。

- ① 老齢基礎年金：国民年金の加入期間が第 1 号・任意加入の被保険者のみの場合
- ② 障害基礎年金：初診日が第 1 号・任意加入の被保険者期間にある場合
又は 20 歳前に障害のある方
- ③ 遺族基礎年金：第 1 号・任意加入の被保険者期間に死亡した場合
- ④ 寡婦年金、死亡一時金の請求

(4) 老齢福祉年金の諸届受理事務

受給者の転居、死亡などの異動があった場合の届出窓口です。

【参考】

<被保険者種別推移>

	R4 年 3 月 31 日現在	R5 年 2 月 28 日現在
第 1 号被保険者	20,317 人	19,661 人
第 1 号任意加入者	367 人	396 人
第 3 号被保険者	14,194 人	13,555 人

※ 20 歳以上 60 歳未満の全国民が加入する国民年金のうち、自営業者、農業従事者とその家族、学生の方などを第 1 号被保険者、民間企業従事者と公務員を第 2 号被保険者、第 2 号被保険者に扶養されている配偶者を第 3 号被保険者としています。

<老齢福祉年金>

	R4 年 3 月 31 日現在	R5 年 3 月 31 日現在
老齢福祉年金	0 人	0 人

<窓口相談件数>

	R3 年度	R4 年度
窓口来庁者数	9,528 人	8,783 人

2 保険係

<国民健康保険>

国民健康保険は、地域単位でつくられていて、各市町村と都道府県が共同で運営しています。横浜市内に住所がある方で、後期高齢者医療制度に該当されている方、職場の健康保険に加入している方とその扶養家族及び生活保護を受けている方などを除いて、全ての方が国民健康保険に加入するよう法律で定められています。

<緑区加入状況>

	R4年3月31日現在	R5年3月31日現在
国民健康保険被保険者数	30,579人	28,938人
国民健康保険加入率	16.8%	15.9%
国民健康保険加入世帯数	20,747世帯	19,944世帯
国民健康保険世帯加入率	24.6%	23.5%

(1) 事業内容

ア 国民健康保険証の交付等

加入者の資格管理を行い、被保険者に保険証を交付します。被保険者は、病院・診療所の窓口で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うだけで診療が受けられます。

イ 入院時食事療養費の給付

入院中の食事にかかる費用のうち、標準負担額（1食あたり460円）を自己負担すれば、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

なお、市民税非課税世帯等には、申請に基づき減額認定証を交付します。

ウ 療養費の支給

緊急その他やむを得ない理由により保険証を持参せず受診したり、治療用装具（コルセットなど）を装着したり、柔道整復師等の施術を受けて、いったん医療費を全額支払った場合、審査を経て、保険適用分の7割又は8割相当額を払い戻します。

エ 移送費の支給

重病の方が緊急に入院・転院する時に歩行ができず、寝台車などを使用したときに、審査が必要であると認められた場合、移送に要した費用を支給します。

ただし、通院に使用した場合は対象になりません。

オ 高額療養費の支給

保険適用の医療費の自己負担が高額になったとき、申請をして認められると、限度額を超えた分が高額療養費として、後から支給されます。

カ 出産育児一時金、障害児育児手当金、葬祭費の支給

被保険者が出産したとき申請すると支給される出産育児一時金、生まれて2年以内の乳児に先天性の障害又は異常が発現したとき申請すると、程度に応じて支給される障害児育児手当金、被保険者が死亡したときの葬祭費の支給があります。

キ 70歳以上の方の療養の給付

70歳の誕生日の翌月から（誕生日が1日の方は当月から）世帯の所得状況に応じて、医療機関の窓口での負担割合が2割又は3割となります。

横浜市国民健康保険に加入している方には、70歳の誕生日の月の下旬（1日生まれの方は誕生日の前月下旬）に「被保険者証兼高齢受給者証」をお送りしています。

ク 国民健康保険料の納付相談

災害、失業、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免が受けられることがあります。

ケ 財産調査、滞納処分

滞納保険料の債権を確保するために法律に基づいて財産（預貯金、給与、生命保険、不動産、年金等）の調査を行い、滞納処分として差押え、取立て、売却をすることがあります。

<後期高齢者医療保険>

75歳以上の方、又は65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療保険の被保険者となります。

	R4年3月31日現在	R5年3月31日現在
緑区被保険者数	22,739人	23,896人

<医療福祉事業>

(1) 重度障害者医療費助成事業

市内に住所を有する健康保険加入者で、次のいずれかに該当する方が対象となります。対象の方に医療証を交付します。

- ① 身体障害者手帳1級、2級を有する方
- ② 愛の手帳A1、A2を有する方
- ③ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ愛の手帳B1を有する方
- ④ 精神障害者手帳1級を有する方（平成25年10月から）

保険診療の一部負担金が助成となります。（④の方は入院費を除く。）

	R4年3月31日現在	R5年3月31日現在
緑区受給者数	2,866人	2,673人

(2) ひとり親家庭等医療費助成事業

市内に住所を有する健康保険加入者で、ひとり親家庭の父母等と、扶養されている児童（18歳になった日以降最初の3月31日まで）を対象に保険診療の一部負担金を助成する制度です。対象の方に医療証を交付します。

なお、1年ごとに世帯の所得を勘案し、一定の所得の範囲内の方がこの制度の対象者となります。

	R4年3月31日現在	R5年3月31日現在
緑区受給者数	1,883人	1,888人

(3) 小児医療費助成事業

健康保険に加入していて、市内に居住する0歳から中学校卒業までの児童を対象に保険診療の一部負担金（以下「一部負担金」という。）を助成する制度です。

ア 0歳児

保護者の所得制限はありません。医療機関の診察において、外来、入院ともに一部負担金分の窓口負担は不要です。

健康保険に加入しているお子様に医療証を交付します。

	R4年3月31日現在	R5年3月31日現在
緑区受給者数	1,230人	1,145人

イ 1歳～中学3年生

1歳児から2歳児までは保護者の所得制限はありませんが、保護者の所得が基準額以上の方には、通院1回500円までの負担があります（入院・院外薬局（薬代）には負担がありません。）。

3歳児から中学3年生までは、保護者の所得が一定の限度額未満であることが条件となります。医療機関の診察において、外来、入院ともに一部負担金分の窓口負担は不要です。

健康保険に加入しているお子様に医療証を交付します。

小学校4年生からは、通院1回500円までの負担があります（保護者の市民税が非課税の場合、負担がありません。また、入院・院外薬局（薬代）も負担がありません。）。

	R4年3月31日現在	R5年3月31日現在
緑区受給者数	16,006人	15,445人

[* なお、(1)～(3)について神奈川県外の医療機関で受診された場合は、窓口でいったん一部負担金を支払った後、区に申請することにより払戻しをします。]

※小児医療費助成の所得制限撤廃について

小児医療費助成の所得制限が令和5年8月診療分から撤廃になります。

現在、所得制限超過で小児医療証が交付されていない対象者には、5月に事務処理センターから申請書等が郵送されます。（対象者数市全体約13万人、緑区5,923人）。

区では、例年通り令和5年8月1日から令和6年7月31日までが有効期間の小児医療証の一斉更新事務を7月に行います。所得制限が撤廃になるため、昨年度までは所得超過者に小児医療証の資格喪失通知を送付していましたが、今回の所得制限撤廃によってその対応がなくなります。

<介護保険>

介護保険の資格管理、介護保険証の交付、介護保険料の納付の相談、介護保険利用料の負担軽減などを行っています。

(1) 高額介護サービス費の支給

在宅サービス（福祉用具購入費、住宅改修費を除く）及び施設サービス（食事代の標準負担額を除く）の1か月分の利用料が一定額以上となる場合、超えた分を高額介護サービス費として払戻しをします。

(2) 介護サービス自己負担助成

市民税非課税世帯に属する方等で、一定の収入及び資産基準を満たす方に介護保険サービスの利用者負担の一部を助成します。

(3) 特定福祉用具購入費、住宅改修費などの支給

入浴又は排泄用の福祉用具の購入、あるいはお風呂場や廊下に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行った場合に、費用の一部を助成します。